

株主各位

第23回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

株式会社エンバイオ・ホールディングス

目 次

事業報告

業務の適正を確保するための体制	1
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	4
会社の支配に関する基本方針	4

連結株主資本等変動計算書	5
連結注記表	7
株主資本等変動計算書	21
個別注記表	22

上記各事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<https://enbio-holdings.com/ir/>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社は「エンバイオ・ホールディングスグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、社会倫理を優先させる行動をするよう周知徹底しております。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に関する重要な文書等は、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底することとしております。また、大規模な事故・災害等当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとしております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役及び監査役が出席する取締役会を原則月1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとしております。さらに、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理するものとしております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ内の子会社におけるコンプライアンス推進を支援します。
 - ・「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を所管する管理本部と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施します。
 - ・子会社の業務活動全般も内部監査担当者による内部監査の対象としており、併せてグループ一体となった内部統制の維持・整備に努めます。

- . 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。
 - ・ 子会社における業務執行状況及び決算などの財務状況を定期的に当社の取締役会で報告をするものとします。
 - ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - ・ 子会社のリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、当社がグループ全体のリスクの評価と対応の実施及びリスク管理体制の維持・整備に努めます。
 - 二. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ・ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については、その内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理部門担当取締役が監査役の意見を十分に検討し、必要に応じて人員を配置します。
 - . 監査役を補助すべき使用人の人事異動については、監査役と管理部門担当取締役が協議し、決定します。
- ⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- 監査役を補助すべき使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施します。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制について
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の体制について
 - ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
 - ・ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

- . 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- ・当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとします。
 - ・子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告します。
 - ・「内部通報規程」において、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社社内規程に従い処分を課します。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱い（降格、減給、解雇、派遣労働者の交代、労働者派遣契約の解除等）を禁止しております。
- ⑨ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について
- 取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置します。
- ⑩ その他、監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制について
- イ. 取締役及び使用人は、監査役職務の執行に対する理解を深め、監査体制の実効性を高めるため、監査役職務の執行に協力します。
- . 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催し、また内部監査担当部門と連携を図り、効果的な監査業務を遂行します。
- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備について
- 当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従い、財務報告に係る具体的な内部統制の整備及び運用を定め、財務報告の信頼性及び適正性を確保します。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容について
- イ. 当社は、反社会的勢力への対応について、法務部を対応窓口として、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力対策実施マニュアル」及び「反社会的勢力等の調査実施マニュアル」を制定し、当社のステークホルダーに反社会的勢力が関わっていないことのチェックを指示し確認します。
- . 当社は、反社会的勢力についての理解を深め、関係を排除するための対応、毅然とした対応ができるよう、定期的に社内教育を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

「エンバイオ・ホールディングスグループ行動指針」を社内に掲示し、取締役及び使用人に遵守の徹底を図っております。また、コンプライアンスに係る教育を定期的を実施しており、基本的事項の再確認などコンプライアンス意識向上を図るとともに、外部の弁護士事務所及び当社内部監査室室長を窓口とした内部通報体制を整備しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

リスク管理を適切に行うために「リスク管理規程」を制定し、取締役及び使用人に遵守の徹底を図っております。また、当社取締役会において、経営課題の把握、対応方法、各種リスクが顕在した場合の解決策について議論をするとともに、情報の共有化を図っております。

③ 業務執行の適正性や効率性の向上

取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役4名も出席しております。当事業年度に取締役会は13回開催し、「取締役会規程」に基づき上程された各議案についての審議、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされ決議されております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

連結子会社を含めた当社グループの業務を適正に確保するため、連結子会社に役員を派遣することで、各社の業務執行状況の把握に努めております。また、当社で毎月1回定例で開催される取締役会において、当社グループ各社の業務の執行状況について報告を受けております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役の情報収集の体制として、当社グループにおいて、重要な会議への出席、社長との意見交換の場を確保すること等に加え、取締役が決裁した社内稟議を監査役が閲覧することで、監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めております。また、内部監査室は当社の監査役と定期的に、内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,794,509	1,873,093	1,743,576	△96	5,411,081
会計方針の変更による累積的影響額			△45,024		△45,024
会計方針の変更を反映した当期期首残高	1,794,509	1,873,093	1,698,551	△96	5,366,056
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,825	2,825			5,650
親会社株主に帰属する当期純利益			654,055		654,055
自己株式の取得				△43,873	△43,873
自己株式の処分		656		28,549	29,205
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	2,825	3,481	654,055	△15,324	645,037
当連結会計年度末残高	1,797,334	1,876,574	2,352,607	△15,421	6,011,094

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	46,728	△135,181	△36,329	△124,781	304	30,575	5,317,179
会計方針の変更による累積的影響額							△45,024
会計方針の変更を反映した当期期首残高	46,728	△135,181	△36,329	△124,781	304	30,575	5,272,154
当連結会計年度変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)							5,650
親会社株主に帰属する当期純利益							654,055
自己株式の取得							△43,873
自己株式の処分							29,205
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△52,668	35,676	18,847	1,854	△304	55,251	56,802
当連結会計年度変動額合計	△52,668	35,676	18,847	1,854	△304	55,251	701,840
当連結会計年度末残高	△5,940	△99,504	△17,482	△122,926	-	85,827	5,973,994

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・連結子会社の名称
 - 株式会社エンバイオ・エンジニアリング
 - 株式会社エンバイオ・リアルエステート
 - 株式会社土地再生投資
 - ソーラー年金株式会社
 - 太陽光パーク2 合同会社
 - ヴェガ・ソーラー合同会社
 - アルタイル・ソーラー合同会社
 - 恩拜欧（南京）環保科技有限公司
 - Enbio Middle East FZE LLC
 - Enbio Lel Taqa FZC LLC
 - 株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ
 - 株式会社エンバイオC・エナジー

当連結会計年度から株式会社エンバイオC・エナジーを連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において、新たに主要株主である株式会社シーアールイーと共同出資により2021年9月10日に設立したことによるものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社の状況

- ・関係会社の数 2社
- ・関連会社の名称

Carbon & Volts Sdn.Bhd
江蘇聖泰実田環境修復有限公司
(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち恩拜欧（南京）環保科技有限公司、Enbio Middle East FZE LLC及びEnbio Lel Taqa FZC LLCの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法によっております。

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によって
おります。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有
価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の
決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品……………移動平均法
- ・ 仕掛品……………個別法
- ・ 仕掛販売用不動産……………個別法
- ・ 販売用不動産……………個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、
太陽光発電所に係る機械装置及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について
は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4年～47年

機械装置及び運搬具 4年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間
(5年)、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果の発生する期間にわたって均等償却を行っております。

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当期履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 土壌汚染対策事業

土壌汚染対策事業は、土壌汚染の調査、浄化工事の設計、施工・施主へのリスクコンサルティング及び原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の販売を行っております。

土壌汚染対策事業に係る工事契約は、その工事が契約期間にわたり実施されるものであり、財又はサービスに対する支配が契約期間にわたって移転し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合（インプット法）で算出しており、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益を認識しております。なお、契約金額に重要性がなくごく短期な工事契約、調査及びコンサルティング業務については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、原位置調査・原位置浄化に使用する商品販売については、商品を顧客に引き渡すことで履行義務が充足されると判断しており、当該引渡時点において収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ. ブラウンフィールド活用事業

ブラウンフィールド活用事業は、土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販・賃貸を行っております。

不動産の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき物件の引渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は顧客へ物件を引渡し、入金を確認した時点で充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、不動産賃貸事業は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。

ハ. 自然エネルギー事業

自然エネルギー事業は、再生可能エネルギーによる売電を行っております。

再生可能エネルギーによる売電は、顧客との契約に基づき電力を供給する履行義務を負っており、当該履行義務は電力の供給時に充足されると判断していることから、顧客に電力を供給した時点で収益を認識しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は連結納税制度を適用しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度からグループ通算制度へ翌連結会計年度より移行することとなります。

ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示の取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

八、 支払利息等の固定資産の取得原価への算入

有形固定資産の建設に関連する支払利息で建設期間に属するものについては、取得原価に算入しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の連結子会社の工事契約に関する収益認識は、契約金額及び工事期間に重要性があり進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用してはりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合（インプット法）で算出しており、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益認識しております。なお、契約金額に重要性がなく、調査、コンサルティング及びごく短期な工事契約については完全に履行義務を充足した時点で収益認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は219,314千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ38,539千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は45,024千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

一定期間にわたり履行義務を充足し収益認識する収益

- (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
一定期間にわたり履行義務を充足し認識する工事高 3,004,283千円

- (2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

一部の連結子会社の工事契約に関する売上高は、当連結会計年度末までの進捗部分について履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、工事原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合（インプット法）により算出した進捗率に工事収益総額を乗じて算出しており、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益認識を行っております。

②主要な仮定

工事原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約は個性が強く画一的な判断尺度を得ることが困難であり工事に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴います。

また、工事完了までの工事原価総額の見積りについては、工事の進捗等に伴い各種工事費用の追加、仕様変更等が生じる可能性があるため、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

工事原価総額の見積りは、工事契約の変更や外注費・資材価格の変動等の見積りの前提条件の変動によって影響を受ける可能性があり、工事原価総額の見積りが実際と異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

受取手形	91,400千円
売掛金	720,780千円
契約資産	796,456千円

- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	205,438千円
受取手形及び売掛金	115,263千円
棚卸資産	1,298,378千円
建物及び構築物	394,650千円
土地	2,741,012千円
機械装置及び運搬具	3,562,009千円
投資有価証券	355,121千円
計	8,671,874千円

② 担保に係る債務

短期借入金	345,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,210,886千円
長期借入金	6,104,922千円
計	7,660,808千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,094,382千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が4,723千円含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額（千円）
土壌汚染対策工事事業用資産	機械装置、長期前払費用	東京都千代田区鍛冶町	44,100
事業用資産	建物	大阪府大阪市北区	3,108
賃貸等不動産	土地	千葉県東金市	47,398

【減損損失の内訳】

土地	47,398千円
建物	3,108千円
機械装置	40,709千円
長期前払費用	3,391千円
合計	94,607千円

当社グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している単位ごとにグルーピングしております。なお、ブラウンフィールド活用事業用不動産につきましては、個別の物件ごとにグルーピングしております。自然エネルギー事業セグメントに属する太陽光発電資産につきましては、主に発電所毎にグルーピングしております。

減損の兆候の判定については、個別にグルーピングをした資産の営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みの場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしております。

今後の利用見込みがなくなった機械装置及びそれに関連する長期前払費用及び、当連結会計年度において移転することが決定した事業用資産（建物）、収益性が低下した賃貸等不動産（土地）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、機械装置及び土地については、回収可能価額は時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額により測定し、時価については、機械装置は第三者による見積価額、土地は不動産鑑定評価を基に算出しております。長期前払費用については、使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込まれないため零としております。また、移転が決定した固定資産については回収可能価額を零としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	6,648,700	26,500	-	6,675,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使26,500株であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	1,109	77,035	47,800	30,344

(注) 1. 自己株式の増加は、取締役会決議による取得70,000株、譲渡制限付株式の無償取得7,000株、単元未済株式の買取り35株であります。
2. 自己株式の減少は、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分47,800株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月14日 取締役会	普通 株式	利益剰余金	53,158	8.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 2022年6月24日開催の定時株主総会において、付議する予定であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行を中心とした借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。また、長期貸付金については、貸出先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的とした資金調達であります。一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権債務管理規程に従い、営業債権について経理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握することで、信用リスクを管理しております。

長期貸付金については、期日管理及び残高管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先が高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権・債務については、重要なものについては為替予約を利用する方針であります。また、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「デリバティブ管理規程」に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理本部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券	369,932	369,932	－
(2) 長 期 貸 付 金	230,076	229,245	△830
資 産 計	600,009	599,178	△830
長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	7,901,113	7,868,855	△32,257
負 債 計	7,901,113	7,868,855	△32,257
デリバティブ取引（※）	(133,801)	(133,801)	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「資産(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式・組合出資金	202,634千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	369,932	—	—	369,932
資産計	369,932	—	—	369,932
デリバティブ取引				
金利関連	—	133,801	—	133,801
負債計	—	133,801	—	133,801

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	229,245	—	229,245
資産計	—	229,245	—	229,245
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	7,868,855	—	7,868,855
負債計	—	7,868,855	—	7,868,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

長期貸付金

貸付契約毎に分類した当該長期貸付金の元利金を同様の貸付において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の連結子会社である株式会社エンバイオ・リアルエステート、株式会社土地再生投資及び株式会社エンバイオ・エンジニアリングでは、東京都その他の地域において、賃貸用の工場・住宅等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,031,070千円	224,292千円	3,255,362千円	3,535,790千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、賃貸等不動産の購入及び資本的支出430,704千円であり、主な減少額は、保有目的の変更及び減損損失、賃貸等不動産の減価償却等206,411千円によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は重要性のあるものについては不動産鑑定評価額、それ以外のものについては固定資産税評価額等を基に合理的に調整した価額を使用しております。
4. 当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は175,640千円、売却損益は－千円であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上区分			合計
	土壌汚染対策事業	ブラウンフィールド活用事業	自然エネルギー事業	
一時点で移転される財	1,596,213	2,865,763	1,304,695	5,766,673
一定の期間にわたり移転される財	3,004,283	—	—	3,004,283
顧客との契約から生じる収益	4,600,497	2,865,763	1,304,695	8,770,956
その他の収益	—	216,908	—	216,908
外部顧客への売上高	4,600,497	3,082,672	1,304,695	8,987,865

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4)会計方針に関する事項 ⑥重要な収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は下記のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めており、契約負債は流動負債に計上しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	926,173	812,180
契約資産	130,227	796,456
契約負債	546,596	345,539

(注) 契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される請負工事契約において、期末日時点での進捗度の測定に基づき収益を認識しておりますが、未請求の作業に係る対価に対する権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、請負工事及び不動産販売の引渡前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、504,652千円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	886円12銭
(2) 1株当たり当期純利益	98円52銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,794,509	1,704,509	162,146	1,866,655	223,126	223,126	△96	3,884,194
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	2,825	2,825		2,825				5,650
当 期 純 利 益					173,151	173,151		173,151
自己株式の取得							△43,873	△43,873
自己株式の処分			656	656			28,549	29,205
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)								-
当期変動額合計	2,825	2,825	656	3,481	173,151	173,151	△15,324	164,133
当 期 末 残 高	1,797,334	1,707,334	162,802	1,870,136	396,278	396,278	△15,421	4,048,327

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産 合 計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	46,544	△125,873	△79,329	304	3,805,169
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					5,650
当 期 純 利 益					173,151
自己株式の取得					△43,873
自己株式の処分					29,205
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	△51,850	32,055	△19,795	△304	△20,099
当期変動額合計	△51,850	32,055	△19,795	△304	144,033
当 期 末 残 高	△5,306	△93,818	△99,124	-	3,949,203

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・ 子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法によっております。
- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
工具器具備品	5～10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び受取配当金並びに再生可能エネルギーによる売電収入となります。

イ. 子会社からの経営管理料

子会社からの経営管理料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ロ. 子会社からの受取配当金

子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

ハ. 再生可能エネルギーによる売電

再生可能エネルギーによる売電は、顧客との契約に基づき電力を供給する履行義務を負っており、当該履行義務は電力の供給時に充足されると判断していることから、顧客に電力を供給した時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、連結納税制度からグループ通算制度へ翌事業年度より移行することとなります。

ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示の取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	156,522千円
売掛金	25,488千円
投資有価証券	355,121千円
計	537,132千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	540,492千円
長期借入金	4,105,495千円
計	4,645,987千円

上記の他、銀行借入債務の担保として、子会社の現金及び預金の一部(40,416千円)、子会社の売上債権の一部(47,764千円)、子会社の土地の一部(1,544,615千円)並びに子会社所有の機械装置の一部(3,120,389千円)を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,565千円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額1,614千円が含まれております。

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社エンバイオ・リアルエステート	1,450,022千円
ヴェガ・ソーラー合同会社	125,394千円
アルタイル・ソーラー合同会社	270,424千円
ソーラー年金株式会社	288,946千円
株式会社土地再生投資	500,000千円
計	2,634,787千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	884,370千円
② 長期金銭債権	6,050,417千円
③ 短期金銭債務	173千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

353,198千円

営業取引以外の取引高

123,076千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

30,344株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入額

102,875千円

関係会社株式評価損

109,209千円

繰延ヘッジ損益

38,129千円

税務上の繰越欠損金 (注)

30,019千円

減損損失

32,158千円

株式報酬費用

7,093千円

その他有価証券評価差額金

1,980千円

未払事業税

3,621千円

その他

1,301千円

繰延税金資産小計

326,390千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額

△30,019千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△230,463千円

評価性引当額

△260,483千円

繰延税金資産合計

65,907千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金※	1,585	4,431	2,961	11,537	2,644	6,859	30,019
評価性引当額	△1,585	△4,431	△2,961	△11,537	△2,644	△6,859	△30,019
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1)主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社 シーアールイー	(被所有) 直接 19.26%	資本業務提携 契約の締結	債務被保証 (注3)	332,800	-	-

(2)重要な子会社及び関連会社の状況

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 インバィオ・エンジニアリング	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理	経営管理 (注1)	90,000	-	-
				連結法人税の 個別帰属額	127,793	未収入金	127,793
子会社	株式会社インバィオ・ エシカル・プロダクツ	所有 直接 100%	役員の兼任	-	-	長期貸付金	328,000
				-	-	貸倒引当金	328,000
子会社	株式会社 インバィオ・リアルエステート	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理	配当金の受取 (注5)	76,000	-	-
				資金の貸付	241,100	短期貸付金	637,100
				資金の回収	569,000	-	-
				債務保証 (注2)	1,450,022	-	-
子会社	株式会社 土地再生投資	所有 直接 60%	役員の兼任 経営管理	債務被保証 (注3)	832,000	長期貸付金	1,032,000
				債務保証 (注2)	500,000	-	-
				担保の受入 (注4)	1,543,708	-	-
子会社	ヴェガ・ソーラー 合同会社	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理	債務保証 (注2)	125,394	-	-
子会社	アルタイル・ソーラー 合同会社	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理	債務保証 (注2)	288,947	-	-
子会社	太陽光パーク2 合同会社	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理	資金の回収	232,070	長期貸付金	3,484,498
				利息の受取 (注6)	79,103	-	-
				債務被保証 (注3)	3,053,310	-	-
				担保の受入 (注7)	3,209,478	-	-

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ソーラー年金 株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理	債務保証 (注2)	288,946	長期貸付金	220,000
子会社	株式会社 インバイオC・インジ-	所有 直接 85%	役員の兼任	資金の貸付	350,000	長期貸付金	350,000
				債務被保証 (注3)	350,000	-	-
子会社	Enbio Middle East FZE LLC	所有 間接 100%	役員の兼任	資金の貸付	297,424	長期貸付金	635,919

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理料については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。
2. 子会社の金融機関の借入に対して、債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
3. 当社の金融機関の借入に対して、債務保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。
4. 当社の金融機関からの借入金1,032,000千円に対し、同社の現金及び預金の一部228千円並びに土地の一部1,543,479千円の担保提供を受けております。なお、保証料は支払っておりません。
5. 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき、合理的に決定しております。
6. 貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。
7. 当社の金融機関からの借入金3,053,310千円に対し、同社の現金及び預金の一部40,187千円、売上債権の一部47,764千円、土地1,136千円並びに機械装置の一部3,120,389千円の担保提供を受けております。なお、保証料は支払っておりません。

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 594円32銭
- (2) 1株当たり当期純利益 26円08銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。